

# 漁業権等について

---

# 海面利用制度①（漁業権制度の体系）

- 漁業権制度とは、都道府県知事の免許を受けて、一定の水面において排他的に特定の漁業を営む権利を取得する制度。
- 漁業権は、漁「場」ではなく、漁「業」を排他的に営む権利であり、免許を受けた漁業を営むことを妨げるもの（漁業権侵害）に対する排除・予防が可能だが、漁業権侵害でない限り、同じ漁場内で他の活動を行うことは可能。
- 漁業権は、①共同漁業権（採貝採藻など）、②区画漁業権（真珠養殖、藻類養殖や魚類小割り式養殖など）及び③定置漁業権（大型定置など）の3種類に大別。

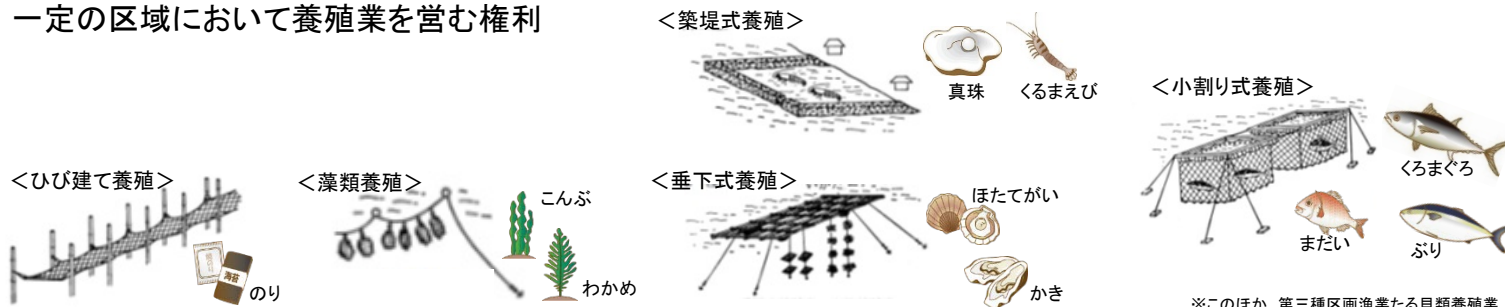
## ■ 共同漁業権（存続期間：10年）

- ・ 採貝採藻など、漁場を地元漁民が共同で利用して漁業を営む権利



## ■ 区画漁業権（存続期間：5年又は10年）

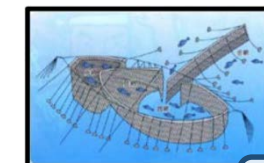
- ・ 一定の区域において養殖業を営む権利



※このほか、第三種区画漁業たる貝類養殖業

## ■ 定置漁業権（存続期間：5年）

- ・ 大型定置（身網の設置水深が原則27m以上の定置）等を営む権利
- ※ 小型定置は、共同漁業権等に位置付け。



## 海面利用制度②（免許までのプロセス）

- 漁場を適切かつ有効に活用している漁業者の利用を確保することを優先しつつ、水面の総合的な利用を推進し、漁業生産力を発展させるという観点から最も適切な海区漁場計画を作成（内水面にあつては内水面漁場計画）。
- 海区漁場計画の案を作成する段階から、漁業経営の改善や養殖経営の展開を図ろうとする者など積極的に海面を活用する意欲ある者の要望や、幅広い関係者の意見を聴取して水面の利用について調整することが重要である。

関係者の要望や漁場条件の調査（都道府県）

海区漁場計画案の作成（都道府県）

海区委への諮問・答申（都道府県⇔海区委）

海区漁場計画の公示（都道府県）

免許申請（都道府県←申請者）

海区委への諮問・答申（都道府県⇔海区委）

免許（都道府県→申請者）

### ○海面利用制度等に関するガイドライン

- ・ 利害関係人として意見を述べようとする者は、利害関係のあることを疎明する必要。
- ・ **聴取した意見についての検討結果は、公表しなければならず、例えば、パブリックコメントにおける方法に準じて具体的に公表することが適当。**
- ・ 都道府県知事は、その**手続の透明性・公平性を確保**することが重要であり、新規参入を不当に制限することのないよう必要な措置を講ずる必要。同時に反社会的勢力やそれに関連するものが不当に関与することを排除する必要。
- ・ 新規漁場については、**関係する漁業者・漁協等と協議し、操業に支障なく、紛争の防止が図られることを十分に確保した上で海区漁場計画を作成。**

（参考）

<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/kaikaku/attach/pdf/suisankaikaku-25.pdf>

## 海面利用制度③（免許の優先順位の見直し）

- 改正前の制度は、法律で詳細かつ全国一律に免許の優先順位を規定。
- 自ら漁業を営まない者による漁場利用の固定化の防止に寄与してきた反面、漁業権の存続期間満了時に、優先順位のより高い別の者が申請してきた場合には、現に漁業を営んでいる既存の漁業権者が再度免許を受けられないこととなるため、経営の持続性・安定性を阻害しかねない状況。
- 現在は、法律で一律に優先順位を定める仕組みを改め、**漁場を適切かつ有効に活用している漁業者については、優先して免許。**（第73条）

	改正後	改正前
共同漁業権	団体漁業権：漁協(管理)	漁協(管理)
定置漁業権	個別漁業権：漁業者 既存の漁業権者が水域を適切かつ有効に活用している場合は、その者に優先して免許 （上記以外の場合は、地域の水産業の発展に最も寄与する者に免許）	漁業者 ①地元漁民世帯の7割以上を含む法人 ②地元漁民の7人以上で構成される法人 ③当該海区で同種漁業の経験がある漁業者・漁業従事者 以下14位まで法定
区画漁業権	団体漁業権：漁協(管理) 個別漁業権：漁業者 既存の漁業権者が水域を適切かつ有効に活用している場合は、その者に優先して免許 （上記以外の場合は、地域の水産業の発展に最も寄与する者に免許） ※ 団体漁業権・個別漁業権の別は、海区漁場計画の策定時に、利害関係人等の意見を聴いた上で漁場の活用の現況等を踏まえ決定。	漁業者 （区画） （真珠養殖業） ①真珠養殖業の経験がある漁業者・漁業従事者 ②当該海区で真珠養殖業以外の経験がある漁業者・漁業従事者 以下6位まで法定 （真珠養殖業以外） ①当該海区で同種漁業の経験がある地元漁民 ②当該海区では経験がないが同種漁業の経験がある地元漁民 以下36位まで法定 （特定区画） ①地元漁協（自ら営まず組合員間の内部調整を行う場合に限る。） ②地元漁民世帯の7割以上を含む法人 ③地元漁民の7人以上で構成される法人 以下39位まで法定

# 海面利用制度④（「適切かつ有効」）

## 海面利用制度等に関するガイドライン

- 「適切かつ有効」に活用とは、漁場の環境に適合するように資源管理や養殖生産等を行い、将来にわたって持続的に漁業生産力を高めるように漁場を活用している状況をいう。
- 「適切かつ有効」に活用されているか否かについては、単に生産金額や生産数量、組合員行使権者数のみをもって判断することは適当ではなく、漁業権又は組合員行使権の行使状況、漁業権に係る漁場の現況及び利用の状況、その漁場の周辺における漁場利用の状況、法令遵守の状況等の事情を総合的に考慮することが適当と考えられる。

### 【適切の判断基準の具体例】

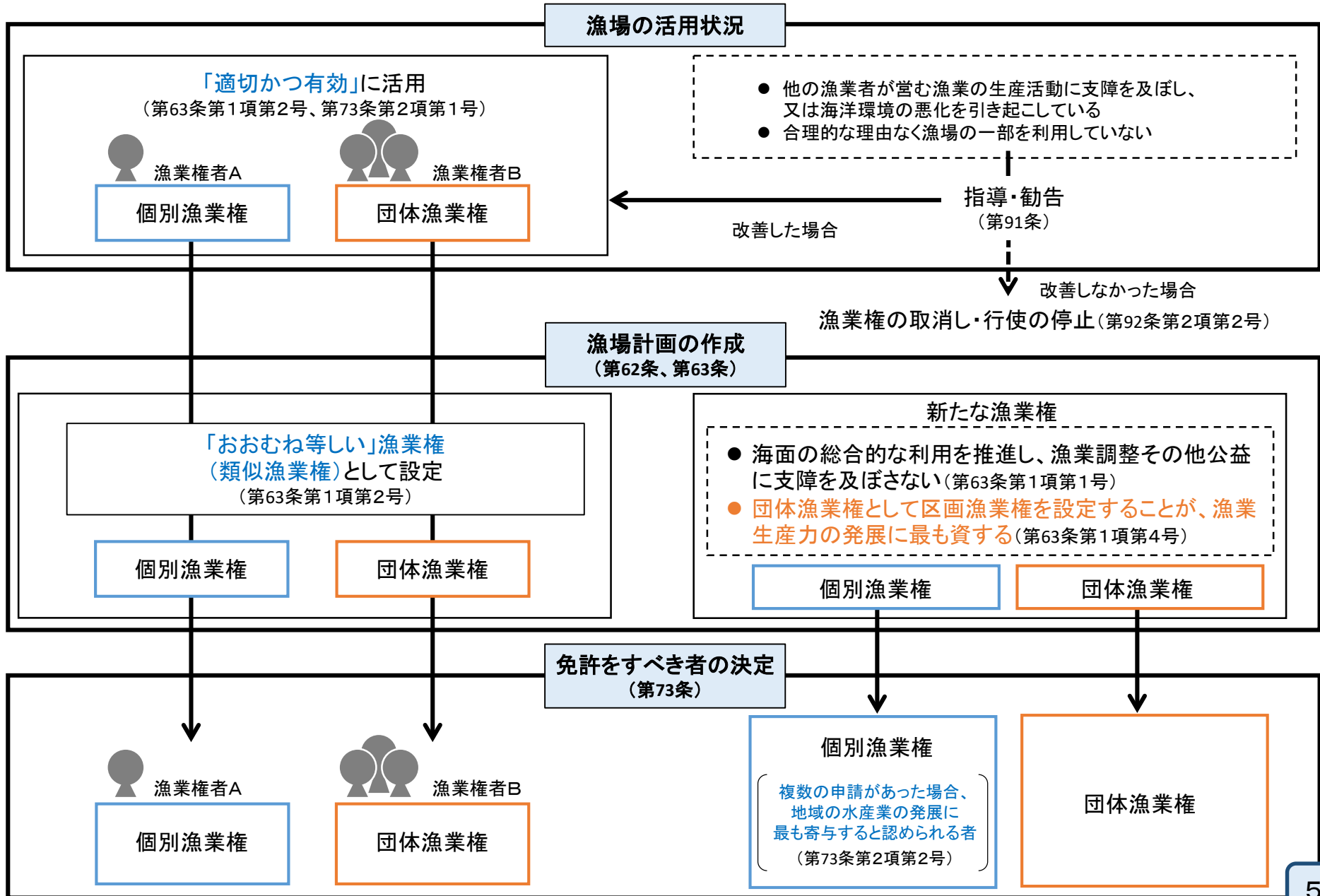
- ① 漁業関係法令を遵守している
- ② 漁具の使用・設置状況や薬品の使用状況が適切である
- ③ 漁場紛争が起きていない又は起きた場合でも漁場紛争の解決に向けて誠実に取り組んでいる
- ④ 資源管理を適切に実施している
- ⑤ 漁場改善計画に基づく取組が行われている

### 【有効の判断基準の具体例】

- ① 操業や養殖が可能な期間を相当程度利用している
- ② 養殖密度等が周囲の漁場と同程度である、あるいは飼育状態を合理的に説明できる


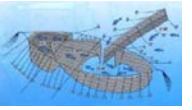
- 次の場合の「適切かつ有効」の判断に活用する**チェックシート（P7参照）**を別添として添付しており、都道府県はこれにより運用する。
  - ① **法第63条第1項第2号（海区漁場計画の要件等）**
  - ② **法第73条第2項第1号（免許をすべき者の決定）**
  - ③ **法第91条（指導及び勧告）**
- 制度運用が適切に実施された上で、**法第91条に基づく都道府県知事による指導又は勧告が行われなかった場合や、指導又は勧告を受けた後にそのことが改善された場合も、「適切かつ有効」に活用されているものと考えられる。**
- 漁業関係以外を含め法令違反の態様が悪質である場合や、指導又は勧告を受けたにもかかわらず改善が見込まれない場合、一旦「適切かつ有効」に活用されていると判断されてもその後改善前の状況に戻った場合は、「適切かつ有効」に該当しない。

# (参考 1) 海区漁場計画の作成から漁業権の取得までの流れ



## (参考2) 免許の状況 (平成30年)

(H30.9～H31.4の切替え状況)

		共同漁業権	区画漁業権	定置漁業権
漁業権の内容		採貝採藻など、漁場を地元漁民が共同で利用して漁業を営む権利	一定の区画において養殖業を営む権利 	定置網を設置して漁業を営む権利 
存続期間		10年	10年又は5年	5年
免許者		地元漁協(団体) (組合員行使権者が行使)	漁業者(個別) 又は 漁協(団体) 既存の漁業権者が水域を適切かつ有効に活用している場合は、その者に優先して免許	漁業者(個別) 既存の漁業権者が水域を適切かつ有効に活用している場合は、その者に優先して免許
漁業権数(14,573)		4,931	7,858	1,784
うち法人の参入状況	①法人が漁業権者として直接免許されている漁業権数(漁協以外)	—	261 (全体の3%)	578 (全体の32%)
	②法人が漁協の組合員として権利行使している漁業権数(※)	—	711 (全体の9%)	—
	③法人の例		大手水産子会社、建設会社、真珠生産・販売会社、地元漁業会社等	製網会社、建設会社、地元漁業会社等

(※) 沿海地区漁協の地区内に住所又は事業場を有する漁業を営む法人であって、従業者の数が300人以下であり、かつ、その使用する漁船の合計総トン数が1,500トン～3,000トン(定款で設定)以下であるものは、組合の組合員たる資格を有する。(水産業協同組合法第18条)

# 海面利用制度⑤（沿岸漁場管理の実施）

- 沿岸水域における赤潮監視、漁場清掃等の保全活動は、良好な漁場を維持し、漁業生産力の発展に資するものであり、漁場を利用する者が広く裨益する様々な活動を実施。
- こうした保全活動は従来から漁協が組合員のための事業として実施し、要する費用については任意で漁協が組合員以外の企業などからも協力金等として徴収。また、協力金等の徴収根拠等については、一部の企業から不透明との指摘もある。
- **都道府県知事の管理の下で、こうした保全活動を透明性を向上させて持続的に実施。** さらに、保全活動による受益者の協力が得られない場合は都道府県知事にあっせんを求め、都道府県知事はあっせんや必要な措置を講ずることとなる。（第109条～第116条）

## 沿岸漁場管理の流れ

### 漁場計画の作成・公示（都道府県）

※ 作成に当たり関係者への要望聴取・海区委に諮問

（保全沿岸漁場の位置・区域、保全活動の種類を規定）

### 沿岸漁場管理団体の申請・指定（申請団体⇔都道府県）

※ 指定に当たり関係者への要望聴取・海区委に諮問

（適格性等について審査）

### 沿岸漁場管理規程の作成・認可（指定団体⇔都道府県）

- 保全活動の実施期間・区域、内容、遵守すべき事項、受益者の負担額・算定根拠・用途等を規定
- 知事は、差別的な内容かどうか、負担額の妥当性等について審査

### 保全活動の実施・実施状況等の報告（指定団体）

- 実施状況や収支状況を都道府県知事に報告
- 知事は、報告内容を海区委に報告

### 受益者の協力についてのあっせんの要請（指定団体）

受益者の協力についてのあっせん  
（あっせんにより協力が得られない場合）必要な措置の実施  
（都道府県）

- 漁業法上の必要な措置は、
- 海区漁場計画の策定・変更の際、指定団体からの意見の尊重等

必要に応じて実施



# 海区漁業調整委員会①（制度の概要）

- 海区漁業調整委員会は、漁業者や漁業従事者が主体となった漁業秩序をつくる観点から設置。
- 漁業権の免許等に係る答申や漁業調整のための漁業者等に対する指示などの法律に基づく権限を有する。

## 海区漁業調整委員会の設置

海区漁業調整委員会は、海面等について、大臣が定めた海区ごとに設置。

28都府県において1海区、漁業状態の異なる道県では数海区設置され、全国で64海区。

※「海面等」には、海面のほか、海面として指定された琵琶湖等の湖沼を含む。

## 海区漁業調整委員会の権限

海区漁業調整委員会は、漁業者と漁業従事者が主体となった漁場秩序をつくる観点から、以下の権限を有する。

（主な権限）

- 海区漁場計画の策定、漁業権の免許、都道府県資源管理方針の策定等について、知事の諮問機関として、調査審議し、意見をいう
- 漁業調整のために、関係者に対し、漁業の制限・禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限  
その他必要な指示をする
- 入漁権の設定、変更、消滅についての裁定を行う
- 土地等の使用について、知事に意見を述べ、当事者間の協議が不調の時は裁定する

## 漁業調整委員会の構成

海区漁業調整委員会は、漁民委員、学識経験委員、中立委員の計15名から構成。

漁業に関する識見を有し、海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、知事が議会の同意を得て任命。

※ 大臣が指定する海区の委員は10名（漁民委員6名、学識経験委員・公益代表委員4名）

# 海区漁業調整委員会②（委員の選任方法の見直し）

- 水面の総合利用や中長期的な漁業の活性化といった観点から、漁業種類や操業区域、年齢や性別にも著しい偏りが生じないように配慮して幅広く委員を選任することが期待。
- 都道府県知事は、推薦を受けた者及び募集に応募した者の数が定数を超えた場合その他必要と認める場合には、関係者からの意見の聴取その他の任命過程の公正性及び透明性を確保するために必要な措置を講ずることが適当。

委員構成・選任方法等に係る現行と今後の比較

		改正後	改正前
権限		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都道府県資源管理方針の策定、漁場計画の策定、漁業権の免許、沿岸漁場管理団体の指定等について、知事への意見</li> <li>○ 漁業調整のための指示 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 漁場計画の策定、漁業権の免許等について、知事への意見</li> <li>○ 漁業調整のための指示 等</li> </ul>
議事の決定		過半数	過半数
委員構成	総数	15名 (条例により10~20名の間で変更可)	15名(10名)※
	漁業者等委員	過半数以上 (総数15名の場合、最大13名まで可)	9名(6名)※
	学識経験 公益代表委員	資源管理・漁業経営に学識経験を有する者 利害関係を有しない者は必須	6名(4名)※ ※ 括弧内は大臣が指定する海区の人数
委員の 選任方法	漁業者等委員	知事選任 (議会の同意)	公選
	学識経験 公益代表委員	知事選任 (議会の同意)	知事選任

漁業者団体等からの公募や選定委員会の設置等により、漁業の実態に合った委員を高い公平性・透明性の下で選任